

報告事項 2

個人情報保護法改正に伴う令和 4 年度の運営審議会諮問予定案件について

1 概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)が令和 3 年 5 月 19 日に公布され、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の 3 法が統合されることとなった。

また、地方自治体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、制度全体の所管は国の個人情報保護委員会に一元化されることになった。

令和 5 年春から地方自治体にも改正後の個人情報保護法が適用されることになるため、墨田区個人情報保護条例を全部改正し、個人情報保護法において条例で規定する事項とされたものについて定める必要があり、条例改正案について運営審議会に諮問する予定である。

2 今後のスケジュール(予定)

令和 4 年 6 月～7 月頃	改正後の個人情報保護法の概要を説明
9 月～10 月頃	同上/条例改正案について諮問・検討
11 月頃	条例改正案について検討・答申
令和 5 年 2 月議会	条例改正案を区議会に上程
令和 5 年春	改正後の個人情報保護法及び条例の施行